

多久市国民健康保険病院事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市国民健康保険病院事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

(多久市職員定数条例の一部改正)

第1条 多久市職員定数条例（昭和43年多久市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「277人」を「192人」に改め、同号ア及びイを削る。

(多久市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第2条 多久市職員の定年等に関する条例（昭和59年多久市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を次のように改める。

4 削除

附則第5項中「職員、非常勤職員及び医師を除く」を「職員及び非常勤職員を除く」に改める。

(多久市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第3条 多久市職員特殊勤務手当支給条例（昭和45年多久市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号から第7号を削り、第8号を第4号とし、第9号を第5号とし、第10号を第6号とする。

第6条から第9条までを削り、第10条を第6条とし、第11条から第13条までを4条ずつ繰り上げる。

附則第5項及び第6項を削る。

(多久市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の廃止)

第4条 多久市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例（昭和41年多久市条例第29号）は、廃止する。

(多久市国民健康保険病院使用料及び手数料条例の廃止)

第5条 多久市国民健康保険病院使用料及び手数料条例（昭和41年多久市条例第30号）は、廃止する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(多久市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

2 第4条の規定による廃止前の多久市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例第8条第1項に規定する病院事業の業務の状況を説明する書類で、令和7年4月1日から令和7年6月30日までの期間に係るものについては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際多久市病院事業会計に属する権利及び義務は、多久小城医療企業団に継承するものとする。

(多久市国民健康保険病院使用料及び手数料条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の日前に第5条の規定による廃止前の多久市国民健康保険病院使用料及び手数料条例の規定により徴収すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。

(多久市議会委員会条例の一部改正)

5 多久市議会委員会条例（平成3年多久市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「、市立病院」を削る。